

いまはみやにすべてまいらじたゞころしにころされよとのたまはすればいなやいかにはべりつることぞと、きこえたまへば、御なやみのよしうけたまはりてなんまいりつると申つれば、女房の十廿人といでゐてほゝとわらふぞや、いとこそはらたゝしかりつれ、さればいそぎ出てきぬとの給へば、とのいとあさましういみじとおぼして、すべて物もの給はずいなやともかくもの給はぬは、まろがあしういひたる事か、ござまいりしにさ申せとのたまひしかば、それをわすれず申たるは、いづくのあしきぞとのたまふを、いみじとおぼしりたりためり、

〔拾遺往生傳〕藏人所仕人藤井時武者、其居則上東門、其職則下走役、朱愚也白癡也、其性未知中略、但爲人、心无愛憎、食無偏頗、來者往者、隨有與之云々、

〔明良洪範十八〕會津神公左正元科中將保秀忠ハ台德院様徳川第九男ニテゾマシケル殊ノ外豪氣ノ人ニオハシマシ、又御近習ノ儒臣ニ、小櫃與五右衛門ト云者有ケリ、或時中將殿與五右衛門ニ其方ガ身ニ何ゾ樂ミハ有ヤト尋ラレシニ、與五右衛門承リ、大ヒニ樂ミニ存候事ニツ御座候、是ヲ冥加ト有難ク存ジ奉リ居候ト、御答申シケレバ、其ハ何事ゾヤ聞度ト申サレケル、私事ハ第一貧シクテ御座候故、奢リト申ス事終ニ存ジ申サズ候、若富家ニ生レ候ハ、奢リニヒカレテ、禮義ノ道ヲ存ジ申ス間敷候處、天然ノ貧乏ヲ冥加ト存ジ樂ミ申候由申シケリ、今一ツハト尋子給フニ、タヤスクハ申シ上ガタク候、重子テ申シ上ベシト申ケリ、十日計リアリテ、中略再應尋子間ハレシカバ、與五右衛門ツシムデ然ラバ申上ベシ、ソハ大名ニ生レザル、是大ヒナル冥加ト、常々天道ニ對シ、有ガタク存ジ奉ルヨシ申シケレバ、中將殿其子細ハイカナル事ゾト問ヒ玉ヒキ、サレバ其事ニテ候、大名ハアホウニテ、生得カシコキ御方ニテモ、家來ヨリシテ皆アホウニ取ナシ候、

○下略

〔常山紀談二〕直家田浮は和泉能家の孫なり、能家はもと浦上掃部助村宗に仕へ、備前邑久郡砥石